

移行措置期間中の教科書・教師用指導書の扱い

移行措置を行う年度	学 年	移行措置の内容	移行措置期間中の教科書・教師用指導書の扱い
平成 30 年度 平成 31 年度	第 5 学年	「我が国の領土の範囲」 の学習に関わる内容を 一部追加	現行版の教科書（5 上 10～13 ページ）を使って学習することができます。 参考：学習指導要領「内容の取扱い」 「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。
平成 31 年度	第 3 学年	「地域の安全を守る働き」 を第 3 学年で学習	現行版の教師用指導書に掲載の学習指導案（『授業編』3・4 下 4～29, 36～37 ページ『研究編』3・4 下 70～77, 84～88, 92 ページ）をもとに、現行版の地域副読本などを使って学習することができます。 ※関連して、「地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事」（現行版の教科書 3・4 上 98～105, 118～119 ページに当たる内容）については、学習を行わないこととなります。

※この移行措置に関連して修正した第 3 学年（3・4 上）の「年間学習指導計画・評価規準」と「月別配當時数一覧」も弊社ウェブサイトにてご覧いただくことができます。